

年金特徴 (個人住民税)

年金特徴とは、個人住民税を公的年金から天引きする制度です。この公的年金とは、老齢基礎年金等のことを言い、障害年金や遺族年金、企業年金等からは天引きされません。対象となる方は、当該年度の初日（4月1日）に年金を受給している65歳以上の方で、今年度は昭和22年4月2日以前生まれの方が対象になります。ただし、次の（1）～（3）に該当する方は対象となりません。

- （1）公的年金の年額が18万円未満の方
- （2）介護保険料が年金から引かれていない方
- （3）特別徴収の対象となる個人住民税と他の特別徴収される額（※1）の合計額が老齢基礎年金等の年額を超える方

（※1：所得税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料）

また、年金から天引きされる個人住民税は、前年中の公的年金等所得に対する個人住民税のみです。したがって、営業や不動産、給与所得などに関わる個人住民税は、個人で納付（納付書・口座振替）あるいは、給与からの天引きとなります。

対象となる方には、毎年6月に送付する「町民税・県民税 納税通知書」で、引き落とし（特別徴収）される税額等をお知らせしています。

年金特徴の場合、開始年度と2年目以降とでは納付方法が以下のように異なります

■年金開始年度（今年度から年金特徴が開始となる方）

平成24年10月支給分の年金から天引きが開始されます。

開始が10月のため、年税額の半分に当たる税額を第1期（7月2日納期限）と第2期（8月31日納期限）にお支払いいただき、残りの半分为10月、12月、2月支給の年金から天引きさせていただきます。

■年金開始2年目以降

（平成23年度以前から年金特徴の対象の方で、年度の途中で年金特徴が中止になっていない方）

平成24年2月の年金から天引きさせていただいた年金特徴額の額で4月、6月、8月に仮徴収（※2）させていただきます。残りの年税額を10月、12月、2月の3回に分けて天引きさせていただきます。

（※2：仮徴収とは、新年度の個人住民税の税額が算定される前に、仮に徴収させていただくものです。なお、仮徴収で新年度の年税額の支払いが終わる方については、途中で年金特徴を中止させていただき、必要に応じて還付処理等をいたします。）

年金特徴はこのような場合に、中止されます

- （1）特別徴収されている公的年金等の支給が停止された場合
- （2）年度の途中で公的年金所得等に係る住民税の額に変更があった場合
- （3）介護保険料の年金からの特別徴収が中止された場合
- （4）仮徴収された金額が年税額を上回った場合
- （5）その他、年金特徴が困難と認められた場合